五十七の十　厚生労働省	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）による同法第三条の理学療法士又は作業療法士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の十一　厚生労働省	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による同法第三条の視能訓練士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の十二　厚生労働省	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）による同法第三条の臨床工学技士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の十三　厚生労働省	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）による同法第三条の義肢装具士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五十七の十四　厚生労働省	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第十二条第一項に規定する指定登録機関	救急救命士法による同法第三条の救急救命士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十五　厚生労働省	言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第十二条第一項に規定する指定登録機関	言語聴覚士法による同法第三条の言語聴覚士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十六　厚生労働省	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の二十三第一項に規定する指定登録機関	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十七　厚生労働省	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第八条の二第一項に規定する指定登録機関	柔道整復師法による同法第三条の柔道整復師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の五十九の項の次に次のように加える。

五十九の二　厚生労働省	薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）による同法第二条の薬剤師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十一の六の項を次のように改める。

七十一の六　厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十五条第一項に規定する指定登録機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第二十八条の社会福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十一の八の項を削り、七十一の七の項を七十一の八の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の九　厚生労働省又は精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第三十五条第一項に規定する指定登録機関	精神保健福祉士法による同法第二十八条の精神保健福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十　文部科学省、厚生労働省又は公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三十六条第一項に規定する指定登録機関	公認心理師法による同法第二十八条の公認心理師の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十一の六の項の次に次のように加える。

七十一の七　厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法第四十三条第一項に規定する指定登録機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十二条第一項の介護福祉士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十七の十四の項を七十七の十五の項とし、七十七の十三の項の次に次のように加える。

七十七の十四　全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による同法第十四条の二第一項の社会保険労務士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の二十七の項中「別表第三の七の十三の項」を「別表第三の七の十四の項」に、「別表第五第十号の三」を「別表第五第十号の四」に改める。

別表第三中五の七の項を五の八の項とし、五の六の項を五の七の項とし、五の五の項を五の六の項とし、五の四の項の次に次のように加える。

五の五　都道府県知事	保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項の次に次のように加える。

六の三　都道府県知事	栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の二の項中「判定」の下に「、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録」を加え、同表中七の二十一の項を七の二十二の項とし、七の十三の項から七の二十の項までを一項ずつ繰り下げ、七の十二の項の次に次のように加える。

七の十三　都道府県知事	介護保険法による同法第六十九条の二第一項の介護支援専門員の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第六号の五を第六号の六とし、第六号の四を第六号の五とし、第六号の三を第六号の四とし、第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの